

コンプライアンス宣言書

株式会社プロミックは、本コンプライアンス宣言書を、全役員ならびに従業員に周知し、行動指針とします。また当社に役務、原材料等を提供する取引先等に対して、当社のコンプライアンス宣言書を理解していただき、協力を願います。

2020年11月1日
株式会社プロミック
代表取締役 西郷 元重

1.行動の原則

- (1) 経営活動全般について、関連する法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動します
- (2) 事業活動のグローバル化を進める上で、各国・地域の法律を遵守し、人権を含む各種の国際規範を尊重し、文化や習慣そして利害関係者に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献します

2.宣言書の運用

- (1) 当社の企業倫理、企業行動規範について全役員および全社員に周知し、理解の促進を図ります
- (2) 不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整えます

3.政治、行政との関係

- (1) 政治や行政との間に、健全かつ正常な関係を保持し、賄賂そして不適切な利益供与や利益授受を防止する取り組みを行います

4.取引先との関係

- (1) 下請業者との取引において、優越的な地位を利用して不当な取引は行ないません

5.紛争地域、反社会的勢力との関係

- (1) 人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料の使用を回避します
- (2) 企業活動のすべての場面において反社会的勢力を排除します

6.品質管理

- (1) 品質が確認された製品を納入する体制強化に努めます
- (2) 製品の納入期日は絶対厳守と努めます

7.情報の管理

- (1) 機密情報および個人情報適切に管理し、その保護に取り組みます
- (2) コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対し、適切な防御策を講じます

8.人権・労働

- (1) 従業員に対する強制的な労働を防止します
- (2) 最低就業年齢に満たない児童を雇用いたしません
- (3) 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止に努めます
- (4) 法律に定められた最低賃金を厳守します
- (5) 法定限度の労働時間を超えないよう、従業員の労働時間、休日、休暇を適切に管理します

9.安全衛生

- (1) 従業員が使用する機械・装置類に適切な安全対策を講じます
- (2) 職場や従業員の安全・衛生の維持に必要な対策を講じます
- (3) 従業員の生活のために提供される施設の衛生を適切に確保し、すべての従業員に適切な健康管理を行います
- (4) 従業員の健康管理・労働災害や労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じます
- (5) 災害・事故が発生した場合の対応策を準備し、従業員に周知します

10.環境保全

- (1) 大気汚染や水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理などの環境法規制を遵守します
- (2) 法令等に従い、業務に必要とされる場合は、行政許認可を受け、要求された管理報告を行います
- (3) 事業活動における省資源・省エネルギー活動に取り組みます
- (4) 継続可能な温室効果ガスの削減に取り組むよう努めます